

平成 28 年 7 月 1 日
水管理・国土保全局水政課

河川法第 4 条第 1 項の一級河川の指定等について

～国民の安心、安全を図る上で必要な区間を河川法に基づき管理します～

国土交通省は、6 月 2 日に社会資本整備審議会河川分科会（第 53 回）での審議等を経て、7 月 1 日付で河川法に基づく一級河川の新規指定及び変更指定を行います。

一級水系（※）に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、国土交通大臣が一級河川として指定しています。また、既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、一級河川の指定の変更等を行っております。

今回は、ダム整備の影響（河川水位の上昇等）が及ぶ区間や河川のはん濫被害から市街地等を守るための河川整備（放水路等や流路の変更）を終えた区間を一級河川として新規指定又は変更指定を行いました。

（※）国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令（河川法施行令第 1 条の 2）で指定したもの

今回の一級河川の指定等を行った河川数及び河川延長は以下のとおりです。

・新規	3 河川	13.6 km
・変更増	5 河川	6.3 km
・変更減	1 河川	-0.9 km

合 計 9 河川 19.0 km

また、今回の一級河川の指定等を行った後の河川数及び河川延長は以下のとおりです。

・河川数	14,065 河川	（14,062河川）
・河川延長	88,094.6 km	（88,075.6km）

※（ ）内は平成 27 年 6 月現在の一級河川指定状況

問 い 合 わ せ 先

国土交通省水管理・国土保全局水政課	課長補佐	菊地
TEL	03-5253-8111	内線 35222
直通	03-5253-8439	
FAX	03-5253-1601	

(参考) 一級河川指定等一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長(km)			一級河川の指定等の概要	
					新規	変更			廃止
						増	減		
①	石狩川	いくしゅんべつがわ 幾春別川	北海道 (三笠市)	変更		(52.4) 2.1		洪水への対応や、生活用水・農業用水等の安定供給を行うため、既存の桂沢ダムの再開発(堤体の嵩上げ)が計画されているが、再開発後のダム(新桂沢ダム)は、堤体の嵩上げにより貯水量が増加し、貯水池の水位が上昇することとなる。 このため、貯水池の水位上昇による新たな影響(河川水位の上昇等)が及ぶ河川の区間について、一級河川の指定の変更(延長増)を行うこととする。	
		かみいちのさわがわ 上一の沢川				(4.1) 0.9			
		かつらざわぼんのさわがわ 桂沢盤の沢川				(5.0) 1.0			
		きくめんざわがわ 菊面沢川				(3.4) 0.8			
②	名取川	かわうちさわがわ 川内沢川	宮城県 (名取市)	変更		(10.9) 1.5		昭和61年8月及び平成6年9月の豪雨等により、名取市において洪水被害が頻発したことから、その対策として川内沢ダムの建設が計画されている。 このため、今後建設されるダムの影響(河川水位の上昇等)が及ぶ河川の区間について、一級河川の指定等(新規指定及び延長増)を行うこととする。	
		すぎ さわがわ 杉の沢川		新規	0.9				
③	利根川	むさしすいる 武蔵水路	埼玉県 (行田市、鴻巣市)	新規	11.9			昭和57年9月の台風18号等により、武蔵水路周辺で浸水被害が頻発したことから、既存の武蔵水路(水資源機構が有する利水専用施設)について、新たに洪水による浸水被害の軽減を図るための改築工事が行われ、平成27年度に完成した。 武蔵水路は、水資源機構が管理する利水専用施設であるため一級河川の指定はされていなかったが、今回の改築工事により新たに治水機能が付加された区間については、河川法上の河川管理を行う必要があることから、一級河川の指定(新規)を行うこととする。	
④	淀川	おおみやがわ 大宮川	滋賀県 (大津市)	変更		(3.8) 0.4	1.3	平成9年8月の豪雨等により、大宮川流域において甚大な被害が発生したことから、大宮川の下流部分について、水流の受入れが可能な足洗川に通水するための工事が行われ、平成27年度に概成した。 今後、新たに通水する区間を一級河川として管理するため、大宮川における一級河川の区間の終点(下流端)を琵琶湖から足洗川に変更することとする。	
⑤	九頭竜川	よしのせがわほうすいろ 吉野瀬川放水路	福井県 (越前市)	新規	0.8			平成10年9月の集中豪雨等により、吉野瀬川流域において甚大な被害が発生したことから、吉野瀬川の河川改修事業により放水路の整備が行われ、平成27年度に概成した。 このため、新たに通水することとなった放水路の区間について、一級河川の指定(新規)を行うこととする。	

注) 上段()書は、今回の指定変更後の延長(km)である。